

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月15日

令和2年第4回座間味村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|---------------------|--------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 2 年 1 2 月 1 5 日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座 間 味 村 議 会 議 場 | | | |
| 開 閉 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 令和2年12月15日 午前10時00分 議長宣言 | | |
| | 閉 会 | 令和2年12月15日 午後2時48分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 宮 平 讓 治 | 6 番 | 宮 平 清 志 |
| | 2 番 | 宮 平 喜 文 | 7 番 | 中 村 秀 克 |
| | 3 番 | 垣 花 太 郎 | | |
| | 5 番 | 中 村 勇 | | |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 3 番 | 垣 花 太 郎 | 5 番 | 中 村 勇 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 中 村 勝 宏 | 臨 時 書 記 | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 村 長 | 宮 里 哲 | 教 育 課 長 | 中 村 悟 |
| | 副 村 長 | 宮 平 真由美 | | |
| | 教 育 長 | 垣 花 健 | | |
| | 総務・福祉課長 | 宮 平 壮一郎 | | |
| | 産業振興課長兼 船舶・観光課長 | 松 田 力 | | |
| | 会 計 課 長 | 糸 嶺 直 生 | | |

令和2年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和2年12月15日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|--------|------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 一般質問 |
| 6 | | 提出議案の説明（議案第53号～議案第60号まで） |
| 7 | 議案第53号 | 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について |
| 8 | 議案第54号 | 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 9 | 議案第55号 | 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 10 | 議案第56号 | 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 11 | 議案第57号 | 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 12 | 議案第58号 | 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 13 | 議案第59号 | 座間味村課設置条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第60号 | 財産処分について |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和2年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村勇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和2年9月16日～令和2年12月15日

| | |
|--------|----------------------------|
| 10月12日 | 沖縄県町村議会議長会定例総会 |
| 10月13日 | 沖縄県離島振興市町村議会 臨時総会 |
| 10月23日 | 町村議会議員・事務局職員研修会 |
| 10月26日 | 例月出納検査（特別会計・航路会計） |
| 10月27日 | 例月出納検査（一般会計） |
| 〃 | 令和2年10月 南部広域市町村圏事務組合議会定例会 |
| 〃 | 令和2年第3回南部広域行政組合議会・定例会 |
| 11月 4日 | 令和2年第4回 臨時議会 |
| 11月 9日 | 令和2年度南部地区町村等監査委員協議会・研修会 |
| 〃 | 沖縄県町村監査委員協議会 臨時総会・研修会 |
| 11月10日 | 定例総会・職員研修会 |
| 11月11日 | 第56回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会 |
| 11月17日 | 座間味ビジターセンター運営協議会の設置に向けた準備会 |
| 11月24日 | 例月出納検査（特別会計・航路会計） |
| 11月25日 | 例月出納検査（一般会計） |
| 12月 8日 | 全員協議会 |
| 12月15日 | 令和2年第4回定例会 |

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今年にはコロナでいろいろと大変でございましたが、一般質問等でも出ております。丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、本日よりよろしくお願いいたします。

それでは令和2年第4回座間味村議会12月定例会、行政報告でございます。令和2年第3回座間味村議会定例会、これは令和2年9月16日に開会しましたが、以降の主な事項についての行政報告はお手元にお配りしているとおりでございますので、朗読は省略をさせていただきます。以上でございます。

行政報告

令和2年12月15日

令和2年第3回座間味村議会定例会（令和2年9月16日）以降の主な事項について行政報告いたします。

| | | |
|------|-------|-------------------------|
| 令和2年 | 9月17日 | 座間味駐在所長、面談 |
| | 〃 | 三井物産WEB会議 |
| | 〃 | 環境省、来訪（ファムトリップ） |
| | 9月18日 | 離島フェア打合せ |
| | 〃 | 離島海運振興株式会社取締役会 |
| | 9月19日 | 観光大使 中沢氏、来訪 |
| | 〃 | 沖縄県情報通信産業協会、来訪 |
| | 9月21日 | 國場幸之助事務所、訪問 |
| | 〃 | 新垣よしとよ県議、来訪 |
| | 9月23日 | 株式会社りゅうとう 株主総会 |
| | 〃 | 株式会社琉球ネットワークサービス、訪問 |
| | 9月25日 | 株式会社奏音 森川氏、面談 |
| | 〃 | 座間味村観光協会との意見交換会 |
| | 9月26日 | 株式会社琉球ネットワークサービス、訪問 |
| | 9月28日 | 公益財団法人日本交通公社とのWeb対談 |
| | 9月29日 | 沖縄県交通政策課打合せ |
| | 〃 | 離島フェア打合せ |
| | 〃 | 南部市町村会理事会 |
| | 〃 | 南部振興会表彰選考審査委員会 |
| | 〃 | 南部振興会理事会 |
| | 9月30日 | 石垣市長、面談（離島フェア、コロナ関連） |
| | 〃 | 竹富町総務課長、面談（離島フェア、コロナ関連） |
| 10月 | 1日 | 農業委員会委嘱状交付式 |
| | 〃 | クリーンアップキャンペーン表彰状贈呈式 |
| 10月 | 2日 | クラウドファンディング打合せ |
| 10月 | 5日 | ポナン社との意見交換会 |
| 10月 | 7日 | 沖縄県介護保険広域連合運営会議 |
| | 〃 | 過疎法に関するインタビュー |
| 10月 | 8日 | 全国離島振興協議会理事会 |
| 10月 | 9日 | 新造船水槽試験 |

| | |
|------------|---------------------|
| 令和2年10月12日 | セーリングJapan中村コーチ、来訪 |
| 〃 | 沖縄県全島局長会、来訪 |
| 〃 | クラウドファンディング打合せ |
| 10月13日 | 自治会館管理組合会議 |
| 〃 | ビジネスラリアート株式会社、面談 |
| 〃 | ポナン社、面談 |
| 10月14日 | 南部広域行政組合理事会 |
| 〃 | 沖縄県企画部長、面談 |
| 〃 | 株式会社芝岩エンジニアリング、面談 |
| 10月15日 | 南部広域市町村圏事務組合理事会 |
| 〃 | 沖縄県過疎地域振興協議会理事会 |
| 〃 | 沖縄県離島振興協議会理事会 |
| 〃 | JAおきなわ、面談 |
| 10月16日 | 環境省、面談 |
| 〃 | 南部市町村会総会 |
| 〃 | 南部振興会市町村長協議会 |
| 10月17日 | 語り部功労者表彰、受賞者宅訪問 |
| 10月19日 | 企業局長面談 |
| 10月20日 | 過疎地域活性化研究会 |
| 〃 | 沖縄県過疎地域振興協議会定期総会 |
| 〃 | 沖縄県離島振興協議会定期総会 |
| 10月21日 | 沖縄県町村会政務調査会 |
| 10月22日 | 沖縄県町村会政務調査会 |
| 〃 | トヨタホーム、面談 |
| 10月23日 | 平和・未来プロジェクト ラジオ公開収録 |
| 10月24日 | 沖縄タイムス取材 |
| 〃 | 沖縄県町村会・過疎地域振興協議会打合せ |
| 10月26日 | 新たな過疎法に関する要請活動 |
| 〃 | ポナン社及びOCVB、面談 |
| 10月27日 | 新たな過疎法に関する要請活動 |
| 〃 | 内閣府・大和リース打合せ |
| 10月28日 | 新たな過疎法に関する要請活動 |
| 10月29日 | ツーリズムEXPO |
| 11月 2日 | ツーリズムEXPO国内旅行推進委員会 |
| 11月 5日 | 消防広域化推進計画検討委員会 |
| 〃 | 沖縄県離島海運振興株式会社取締役会 |
| 11月 6日 | 沖縄県町村会理事会 |
| 〃 | 沖縄県町村会事務調整 |
| 11月 9日 | 山田ひさし氏、来訪 |
| 〃 | 沖縄県町村会事務調整 |

| | |
|------------|----------------------|
| 令和2年11月 9日 | 株式会社奏音 森川氏、面談 |
| 11月10日 | 沖縄南部地域の道路網整備に関する要請 |
| 11月11日 | 沖縄南部地域の道路網整備に関する要請 |
| 11月12日 | 離島振興有識者委員会事前ヒアリング |
| 〃 | マリンワールド海の中道、視察 |
| 11月16日 | 沖縄県町村会定期総会 |
| 〃 | 沖縄県後期高齢者医療広域連合運営会議 |
| 11月17日 | 座間味村史編さん委員会 |
| 〃 | 座間味ビジターセンター準備会 |
| 〃 | 沖縄県地域・離島課、来訪 |
| 11月18日 | 離島振興有識者委員会 |
| 11月19日 | 新たな過疎法に関する要請活動 |
| 11月20日 | 全国過疎連盟理事会 |
| 〃 | 全国過疎連盟定期総会・総決起大会 |
| 11月24日 | 新造船契約手続き立会い |
| 11月25日 | 自治会館管理組合中間監査 |
| 〃 | 全国離島振興協議会役員等懇談会 |
| 11月26日 | 全国離島振興協議会予算要請行動 |
| 〃 | 全国町村長大会 |
| 11月27日 | 全国観光地所在町村協議会理事会 |
| 11月28日 | 北谷町漁協との意見交換会 |
| 12月 2日 | 離島フェア・南部市町村会事務調整 |
| 〃 | 市町村職員共済組合組合会 |
| 12月 3日 | 離島フェア挨拶撮影 |
| 12月 4日 | 離島フェア記者発表 |
| 12月 5日 | 沖縄担当大臣との懇談会 |
| 12月 8日 | 沖縄電力、来訪 |
| 〃 | クラウドファンディング打合せ |
| 12月 9日 | 沖縄総合事務局長とのWeb対談 |
| 12月10日 | 沖縄振興特別措置法延長に向けた意見交換会 |
| 〃 | 平和・未来プロジェクト取材対応 |
| 12月11日 | 株式会社りゅうとう取締役会 |
| 〃 | 座間味村観光協会打合せ |

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今年最後の定例会となります。よろしくお願いたします。相変わらず猛威を振

るっている新型コロナウイルスの影響で、まだまだ混乱状態で、感染者も死亡者も増加し続けています。年末年始はふだんより、どうしても人の動きが活発になると思いますので、お互いに感染予防を徹底しながら今の状況を維持できればと思います。さて、新聞等でも取り上げられておりました。今日も新聞記事が2枚ありますけれども、過疎法の来年度からの新法改正で、当村を含め県内の市町村でも指定から外される可能性が年内にも固まる見通しでした。しかし当村の村長、宮里 哲が沖縄県過疎対策協議会の会長として、このコロナ禍で半年間も粘り強く県の方々とともに要請し続けた成果もあり、引き続き適用される方向となりました。本当によかったと思います。この件は会長の立場でもありますけれども、村長本当にお疲れさまでした。ひとまず安心ですけれども、10年以内には過疎法に頼らない行政運営を確立するために自主財源を確保できるように対策を講じなくてはなりません。せっかくですから村長、一言コメントをいただきたいと思いますけれども、議長いいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

通告にはございませんでしたが事前に議長を通じてお話がございましたので、一言だけコメントをさせていただきます。この過疎法、10年の議員発議の時限立法ということで、これまで5次にわたって行われてきておりまして、今年度が5次の最終年度となっております。過疎法を皆様方に改めて話をする必要もないかとは思いますが、そもそも人口減少に対応するためにいろいろな施策を、各自治体の財政をサポートしながら人口減少に歯止めをかけるというのが大きな目標でございまして、先ほど話したとおりこれまで5次にわたってやってきているところなのですが、新たな過疎法が自民党の過疎対策委員会から基本が示されたときに、今18団体ある沖縄県の過疎地域として指定されている場所の12団体ぐらいが過疎地域から指定が外れるのではないかというふうな話が出ておりましたので、試算が出ましたので、それに基づいて座間味村長としてと言いますよりは、過疎対策協議会の会長として活動をさせていただいております。ちなみに、過疎対策の会長職は今年の4月からの拝命でございまして、去年から頑張っている会長がおりましたが、代わりまして私のほうが4月から。ところがコロナの影響でなかなか上京ができない状況がありまして、非常に厳しい状況ではあったのですが、どうにか多少落ち着いた7月とか9月、10月と、いろいろと東京だけではなくて沖縄県内、那覇市のほうでも県内選出の国会議員の先生方、あるいは県外選出の過疎議連と言われているメンバーの重鎮の方々にお会いをすることができ、そのうち2回は知事と一緒に上京をして、過疎法についての陳情をさせていただいたところです。お手元にお配りしている新聞2枚でございますけれども、この2枚で大体流れは分かると思いますが、これをやることによって、過疎地域に残ることで財政支援が受けられる。これは過疎債という非常に借りやすい借入れができるということが一つ。それと返済に当たっては、交付税で7割が戻ってくるという財政措置が取られておりますので、財政状況が非常に厳しい小規模な自治体等にとっては非常にありがたい制度でございます。結果18市町村、全市町村が継続にはなりませんが、そのうち卒業団体が2団体。ただ、経過措置に関しましても普通の法律の場合は5年が限度なんです。6年という特例、さらに財政状況の厳しい団体については7年まで経過措置を見ていただけるという特別な法律ができることになりました。この法律は年明けの国会の中で議論をされて年度内に成立をすると見えておりますが、それを終えて、また新たに私たちも申請をして、座間味村ほか16団体が過疎地域として指定される運びとなっております。ほかの2団体につきましても、先ほど話をしたように6年、7年の経過措置が取れるだろうということでもありますのでひとまず安心をしているところですが、ただこの法律の趣旨に基づきますと、やはり最終的には人口増加をしっかりと図っていく施策を展開することで、あるいは財政的な支援を受けることでそういった自治体を目指すというのが本来の目的でございます。座間味村だけではなくて、

各自治体がその目標に向かってしっかりと取り組んでいくのが重要だと思っておりますので、まずはこの法律ができた暁にしっかりと精査をしながら各種事業を進めることで卒業団体になるようにしていきたいと。もちろん座間味村においてもそうだと思っておりますが、その間はしっかりと過疎債を活用させていただきたいということがございます。その間、多くの方々に御協力をいただきました。心より感謝を申し上げたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございました。ほとんどの方がほぼ諦めかけていたので、本当にいい仕事をしていただいたと思います。個人的にはもっと大々的にマスコミさんに取り上げてほしかったぐらいなんですけれども、新聞も御覧のとおり小さいかなと思いますね、本当に。それでは一般質問へ進みたいと思います。通告書に沿って伺いますが、今回は事前に各課長と打合せの段階で解決した事案が二、三ありましたので、それは取下げさせていただいています。その分ちょっと質問が少なくなりましたが、今後でもできるだけ簡素化できる事案はもう事前に調整して、時間の無駄をなくしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは座間味校の状況について。添付で写真の画像のコピーを用意していますので、ちょっとコピーなので若干見にくいのですが、それに沿って進めていきます。学校を訪問して不具合がないか調査してきました。画像にもあるとおりその施設ごとに分けていますので、施設ごとの答弁もお願いしたいと思います。まず①、②、③は体育館になっています。①、②のほうなんですけれども、数か所の雨漏りがあって、床が腐れかけています。子供たちはそんなことに構わず動き回ります。走り回ります。タイミング悪くそこが柔らかくなって、もし踏みつけて、その瞬間に床が剥離して負傷事故となる可能性がないとは言えないので、早めの修繕が必要かと思っております。金額はちょっと調べていないんですけれども、体育館用の衝撃吸収シートという床材もありますので、全体的に張り直すのも視野に入れていただいてもいいかと思っております。③の画像ですけれども、天井のほうのライトがつかなくてしばらくたっているようです。聞いて見たら、本来ならこのライトを取り替えるための上下可動があるんですけれども、それが壊れてしまっていて電球を替えられないということですので、これも早急に修理して交換してください。この時期ですと、もう5時半ぐらいからもう大分薄暗くなるので、これも安全性に欠けていると思っております。この座間味校の体育館なんですけれども、私は高校生の夏休みに短期間の建築作業のアルバイトもやった経験があります。これが約35年前ですね。だから昭和60年前後になると思っております。なので、これだけ古いので建て替えが一番理想なんですけれども、すぐには難しいと思っておりますので、せめて子供たちが安全に運動できるように、いま一度チェックして早めに修繕をお願いしたいと思います。続きまして、理科室ですね。ちょっと見えにくいのですが、①は扇風機の画像なんですけれども、これも大分前から壊れて動かないと伺っています。この理科室はメイン校舎の裏側にあるので、かなり風が通りにくい場所に位置しています。真夏に4台ある扇風機のうち2台が今壊れている状態ですので、残りの2台だけで過ごす、授業を受けるということなんですけれども、とても暑くて授業に集中できないと思っております。換気扇も幾つかあるんですけれども、それも古くて多分動いていないです。これももう交換が必要ですね。理科室ですからいろんな実験もしますから換気扇はもう絶対必要だと思っておりますので、そこもよろしく願いいたします。続きまして、音楽室ですね。これもちょっと見えにくいのですが、雨漏りによる腐食です。まだ一部なんですけれども、一部と言っても広っちゃ広いですから、それが素材からするとすぐカビが広がると思っております。雨降りには、画像にあるようにバケツを置いて対応しています。音楽室は子供たちが口を大きく開けて歌う場所ですから、これ以上カビがひどくなると、その分カビの胞子も増える。そういうことになるので、ぜんそくなどの健康被害も懸念されます。こち

らも早急に対応が必要です。続いて、給食センターですね。①これはベランダの手すりですかね。剝離が発生して、度々下の駐車場へ落下することもありまして、かなり危険です。応急措置はされているようなんですけれども、そこもセメンで、モルタルでやっているみたいなんですけれども、これも時間がたてばまた剝離して落下すると思われます。②は窓枠、これもひび割れして雨が浸透しています。これもコンクリートが剝離して、落下も考えられます。③が天井の剝がれ、これはちょっと見えにくいんですけどオレンジ色なんです。時々給食を食べるテーブルに、細かい粉状になって落ちることもあるようです。もちろんそれがだから給食に入る可能性はあるということですね。④1階のほうの電気なんですけれども、これが四、五か所電気がつかない状態です。今日みたいに天気が悪い日は、もう全然光が足りないテーブルで子供たちは食事をしています。⑤これはかなり劣化した古い大型発電機です。稼働はするようなんですけれども、ただ台風による停電のときには自動に切り替わらないので、防風雨、もう雨風が吹こうとも1日数回、手でスイッチを入れに行っているようです。発電機に関しては安い買い物ではありませんけれども、検討事項にしてほしいですね。⑥調理器具なんですけれども、全体的に古いです。恐らく私が中学生のときにも使っているんじゃないかなというぐらいの古さの物もありました。例えば今画像にある鍋の蓋は歪みがあって、しっかり閉まらない状態です。給食を移動する際に、これはもう外気が入ってくる可能性があります。特に今はコロナの影響で中学生は教室まで運んで給食を食べているので、なおさらだと思います。画像にはないのですが、調理場のエアコンですね。調理しているところの、業務用の大きいエアコンが設置されているようなんですけれども、夏場の暑い日はやはり効きが、火をたくさんつけるので効きが弱いようです。だからもちろん室温も上がるようで、そうすると衛生面と職員の体調面ですね。それが心配なようです。あと一つ気になったのが、その調理場の職員の休憩室のエアコンの室外機が今、もちろん室外機なんで外にあるんですけど、それが壁の上に設置されています。そこというのは給食センターの入り口になっていて、子供たちが給食を食べるときには頻繁に通る場所なんです。見てみたら台に関してはそんなに劣化は見られなかったんですけど、室外機自体はちょっとさびていて、万が一のことがないかなと思って、ここはちょっと心配ではありました。この給食センターに関しては、9月の定例会でも一般質問で上げさせていただきました。課長からは長寿命化の調査次第で、次年度までに改築か改修かへ進められるという答弁をいただいております。けど、できれば建て替えをして一発解消をしていただきたいものです。この給食センターも前回申し上げましたが昭和57年、ですから約38年たちます。

続いて、一番右下です。技術教室、教室の前にシーリングファンが幾つか、3つですかね。取り外されたまま、そのままになっています。処理は教職員じゃないようですので、処分をお願いいたします。あと鍵が壊れているようです。中には高価な機械もあると思いますので、その鍵の取替えもお願いをしたいと思います。学校関連の(1)は以上ですけれども、各施設ごとに課長、答弁をお願いします。

○ 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

○ 教育課長(中村 悟)

おはようございます。本日はよろしく申し上げます。それではお答えします。体育館の床の腐食、ライト切れ、ライトの上下稼働故障については現状を把握しております。腐食、ライトの取替えにつきましては、次年度修繕に向けて予算要求を行ってまいります。それからライトの上下可動につきましては、随時修繕をしてまいります。次に音楽教室の雨漏りにつきましても、現状を把握しております。それも次年度修繕に向け、予算の要求を行ってまいります。次に、理科室の使用不能な扇風機は撤去し、クーラーを年度内に設置する方向で検討を進めているところであります。次に、給食センターにつきましても修繕箇所は把握しております。見積り等を取り寄せているところでもあります。天井からの細かい粉塵の落下防止に関しては、次

年度修繕に向けて予算要求を行ってまいります。電気の修繕につきましては、年度内に修繕する予定となっております。それから調理器具に関しても使用可能か、不可なのか分別して、使用不可につきましては、廃棄の手続きを踏むよう支持をしているところであります。剥離、窓の枠のひび割れ、そして大型発電機、調理場の冷房機につきましては、校舎、そして給食センターを総合的に検討し、優先順位を決め修繕をしてまいります。次に、使えないシーリングファンの放置の件ですが、村内に3小中学校ありまして、修繕等によって出た廃棄する機器等があります。それらを年度内に一括して島外へ搬出する予定となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今課長の答弁で理科室の扇風機を撤去して、年度内にクーラーの予定とありますけれども、次年度じゃなく年度内でいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

年度内に整備できないか検討しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。大分細かいところまで申し上げたんですけれども、教育委員会のほうでも定期的に調査とか確認は行っていると思います。今回の指摘には緊急性がないポイントもありましたけれども、やはり子供たちの安心・安全を思うと、できるだけ急いでけがや事故が起こらないうちにぜひ対応していただきたいと思います。この資料の件は以上で学校関連でもう一つ、浜屋荘の雨戸の件なんですけれども、以前から新しく造ったほうの浜屋荘ですね。そこは雨戸がなくて、特に台風での被害がかなり心配なんですけれども、取り壊した旧浜屋荘の取り付けたばかりの雨戸を解体の際に新浜屋荘に取り付けてということでお願いしていたんですけれども、もしかしたら規格が合わないかもしれないというのはある程度想定はしていましたけれども、これをどうにか工夫して枠などを造って取り付けられなかったのか、ちょっと伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

浜屋荘の雨戸につきましては、旧浜屋荘の取り壊しの際にその雨戸を再利用できないかということで検討をしてまいりました。そこで専門業者に取り付け可能か調査を依頼したところ、寸法等が合わないと。ちょっと加工も厳しいということで取り付け不能と報告を受け、整備には至っておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

まだ使えそうだったので、もったいないなと思って要望したんですけれども、それは仕方ないですね。実は今年の台風9号か10号かちょっと定かじゃないんですけれども、その9号か10号か階級が猛烈な大型台風で、瞬間70から80吹くのではないかと予報でもありまして、しかもそれが西回り、西から南西の方向の台風だったので、もう浜屋荘はもろ南から南西の猛烈な風が吹くことになると思ってちょっと心配に

なって、週末休みだったので教頭宅を訪ねてみたんですよ。そしたら案の定、何の対策もされていなくて、されていないというよりはもう対策のしようがない。もう窓を閉めて鍵を閉めるだけという感じだったので、ちょっと提案してみて話したら、ちょうど学校にいいネットがあるということで防風ネットになるのではないかと思って、それをもう急いで取りに行っていていただいて、1階から2階まで急遽全世帯にネットを張ってもらったという経緯があります。それでもちょっと心配でしたけれども、台風がちょっとそれたのでまだよかったですけれども、浜屋荘には小さいお子さんもいる御家庭も数世帯ありますので、来シーズンまでにはぜひこれはもう取り付けていただきたいです。学校の状況については以上です。

続きまして、2番の港の歩道設置の件です。これは継続質問ですね。高速船とフェリーを下りて徒歩移動する人の安全対策として数年前から何度か要望はしてまいりました。今回総合センター跡地に座間味ビジターセンターを建築することになって、それに伴って港の歩道の設置はもう必要不可欠と思われまので、先日、私も議長の代理で設立に向けた準備会に参加してまいりました。オープン予定が来年4月となっています。次年度ですね。それに間に合うように設置できるか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

おはようございます。今日も一日よろしくお願ひします。今お話のありましたビジターセンター、名前が決定して「青のゆくる館」が3月には完成するというところで、清志議員から以前から港の歩道の必要性の話が出ていました。しかしながら、今沖縄県との協議が必要となっていますが、このコロナ禍において協議ができていないのが現状となっております。実際のところ本年度中には間に合わないため、青のゆくる館が建設したときには歩道の設置ができていないということとなっております。しかしながら、村もやはりその新しい施設、また港湾の高速船、フェリーのお客さんの移動を考えたときはその歩道の必要性を重々理解しておりますので、今後歩道の場所も含めてどこに歩道を設置したほうが青のゆくる館、また高速船、フェリーのお客さんの動線としていいのか、早急に検討しながら沖縄県と協議を進めていきたい。なるべく早く解決できるように努めていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。その際に信号機も何らかの調整が必要かと思われるのですけれども、それは管轄が警察なので、また時間がかからないのか心配なんですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず歩道も含めてその信号機とか、また今現在、もともと総合センターにありました側溝とか、そういったものも含めて総合的にちょっと考えないといけないところは理解しています。ですので、今言うように総務福祉課と連携を取りながら、その信号の部分も含めてまとめて解決できるように努めていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。以前からもお伝えしているんですけれども、特に高速船が発着するときには人と車がもう

ごちゃごちゃの状態、二度ほど子供がひかれそうになったのも見ていますし、子供が海に落ちているのも見たことがあります。この青のゆる館ができるからじゃなくて、もう本当は早くやってほしかった事案ではあったのですけれども、人が安全に徒歩移動できるようにぜひ早めに設置できるよう、お願いいたします。私の質問は以上です。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

引き続き2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おはようございます。冒頭でありましたように村長、過疎法の支援要請、奮闘されたと思います。御苦労さまです。当然関係市町村が新聞に載っており、皆さん首の皮一枚つながったということで大喜びのようでございます。本当に御苦労さまでございました。もちろん我が村にとっても非常に重要なことでありますし、新聞の最後に書いているようにいずれはそれに頼らず、財政をうまくやっていくのが当然だというふうにも村長のコメントも出ていますとおり、先ほど清志議員からもあったようにいずれはそういう方向性で行くように、皆さんで頑張っていきましょう。では通告に基づいて、私の一般質問とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に対して、これは世界各国が今はもうコロナコロナで揺れ動いています。昨日沖縄県でも、それから国のほうでも大きな動きがありました。沖縄県では那覇市、浦添市、沖縄市が時短、10時までというようなことで発表がありましたし、国のほうでは12月28日から1月11日までGoToキャンペーンをストップするというような話も出ております。それが本村にとって年末年始にどれだけ観光客が来るかどうか、私は事業者じゃないからよく分からないんですけども、若干の影響は出るんじゃないかなと思っています。そこで質問ですけども、もちろん沖縄県も20日前ぐらいまでだったですか。人口10万人規模に対して感染率が1位と。ところが、ついこの1週間ぐらいには4位、5位、6位、昨日時点では7位ぐらいだというふうにも、それでも今高止まりの状況にあります。我が村がこれまでコロナが出てこないというのも私からすると、大変不思議だなと思うぐらい。というのは東京、大阪、福岡から午前中に入れば、その日で座間味に到着するというので、極端に言えば直行で来られるというぐらいの交通ルートをうまく把握している人たちは、それからリピーターなんかはその日に入ってきます。そこでもうその日の晩で、私のおうちの近くに居酒屋二、三軒ありますけれども、もう既にそこでやっていると。それからすると、かからないのも不思議だなと思うぐらい私も警戒して見てはいるのですけれども、たまに呼ばれると行ったりはするんですけども、そういうところで非常に不安も感じております。与那国とか渡名喜とか、そういうところでも発生をしたという例があるんですから、本村がないというのが本当は怖いぐらいであるんですけども、ただ私もそうなんですけれども、皆さんもそうだと思うんですけども、最近コロナに対する危機感というのがだんだん薄くなっているような気がして、実際誰かがかからない限りは本当に真剣味が増さないのかなというふうにも思っているんですけども、その辺が非常にちょっと怖いなと思っております。質問等に入るわけですけども、この前、本村の臨時議会で一般予算の中でコロナウイルス対策支援金、私の聞き間違いな。住民向けに1人1万円という話を聞いたんですけども、その音沙汰が全くない。それから事業者に対しては去る10日に放送がありまして、それから掲示板を見るようにということで、私は部落の西側ですから、今総合センターを壊して掲示板をあまり見る機会がなかったので、後日、村の中央あたり、それから漁協あたりの掲示板を見ると、12月14日から1月31日まで事業者に対して要望するようということが載っていましたが、これは漁民向けに対して1人1万円というのは、これはあるんですか、ないんですか。まずそれからお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。ただいまの確認事項なんですけれども、予算のほうは前回の臨時議会で措置させていただいております。実施については今準備中でございまして、これからの作業を進めて、年内には申請書を全世帯に配布して、速やかに支払いのほうをお配りできるように努めたいと思います。一応予算のほうにはつけさせていただいておりますので、あと我々のほうでしっかり作業のほうを進めたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今言うように、これは11月4日に臨時議会をしたんですよ。もう今日は12月15日ですよ。1か月以上経過しているんです。何でそんなに遅れているのかなと。もちろん年末、1円でも1銭でも皆さん金がほしい時期ですよ。11月4日に臨時議会をして、いまだかつてその通知も出していない。その遅れは、この11月4日に臨時議会をした意味が全くないんじゃないかなというふうに思っているんですが、その辺どう取り組んだのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問でございまして、村としては事業所のほうを先に進めております。1万円のほうですが、実は国のほうから5万円の支給というお話があったのを覚えていらっしゃると思います。すみません、国から報道があったとあります。その動向を見ながら5万円、1万円と、また二重の事務が発生いたしますので、その動きを見ながら進めていたんですけども、今総務福祉課長が申しあげましたように12月中には受付をしようと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。今ありました事業者のほうは、どのぐらい進んでいます。どのぐらい申請が来ていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずは今年夏場に行いましたコロナ対策の持続化給付金、本村版の実績におきましては144件申請がありまして、決定が142件、2件は不交付となっております。支給額が2,976万円となっております。現在募集をしてまだ1週間しかないんですが、今のところ10件の申請があって、前回と異なり、今回は公共料金、また税金等の滞納、現年度分の未納がないかの確認作業を進めていますので、今の時点では交付決定をしている事業者はまだおりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これも同じように11月4日の臨時議会でした。今課長がおっしゃるように公金の未納等も含めると若干時間を要するんじゃないかなと思はするんですけども、それにしてもちょっとこの申請受付があまりにも遅いんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今回どのような方法で支給するか、どういった事業所を対象にするかというところでも非常に悩んでいて、近隣、お隣とかでしたら、そのコロナ対策をしている事業所に対してとか、そういったいろいろなその支給方法がありますので、村としてもどういった支給をするのが、ちゃんとコロナ対策をしている店だけにやるのか、その目的をはっきりして整理しないと支給ができないということもありましたので、今回村としては、そのお店の事業継続を支援しようということで行っています。そういった目的も考えながらやったのが一つの遅れではありますが、基本的に今回の補正予算の交付決定が最終的には11月25日ぐらいでしたので、基本的には補助金適正化法に基づいたら交付決定以降にしか事業が開始できないというのがありますので、この辺は御理解いただけたらと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。じゃあこれも速やかに、皆さんやはりお金はほしいと思いますので速やかに進めてください。ではコロナに関してはそれぐらいで止めておきます。

次は新年度予算編成、もうそろそろ皆さん新年度予算の作業に取りかかったり、見積り等をやっていると思うんですけども、なぜ私がそれを聞くかと言うと、まず一般会計については今年度、令和元年度の予算を航路事業から1億円余りの繰入れで予算編成をしたというふうに記憶しております。その面からして今年度は当然コロナがあって、航路もそう大幅な財政が見込まれないということで、予算編成において今のところ速やかに、スムーズに行けるかどうか、まずそれを一点お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

令和3年度の新年度予算について、まさに今作業を進めている段階でございます。実は昨日で予算のほうの締切りをしたところでございます。実際今、職員の皆さんから膨大な資料がデータ入力されていて、昨日締め切ったばかりで、まだ我々も正式な数字は蓋を開けていなくて、これからの精算になっていくと思います。しかしやはりコロナ禍で減収等を見込んでおりますので、かなり厳しい予算作業になるんじゃないかなということで現在は見立てております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあこれからだということですね。もちろん航路から去年はお借りしているんですけども、じゃあ今一般財源の中で航路から借りないとして予算がつくれるのかどうか。今の見通しとしてそのぐらい、ちょっとお聞かせいただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現段階についてははっきりとお答えはできなんですけれども、歳出予算の徹底した見直し、そして他会計からのただいまの繰入金をいただかず、また財政調整基金を取り崩さないように編成作業をしっかりと行ってまいりたいと思います。現段階では数字のほうを、まだ蓋を開けておりませんので何とも言えない状況と

なっております。御了承お願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今副村長がおっしゃるように、もちろん私もいましたからそれは分かってはいるんですけども、それはそれとして予算編成に取りかかっていたいただきたいと思います。それから今度は航路について伺うのですが、この前全協で課長は、航路はまず赤字を出すことはないだろうということでは、航路事業に関しても予算編成に関してどのような状況かなということをお聞かせいただきたいと思いますが、どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

これは、すみません。今年度の決算の見込みですか。次年度の話？ 次年度、次年度、今のところはこのコロナ禍において我々もどういふふうに予算の組立てをしていいかわかりません。やはりその辺は慎重に考えないといけないんですが、今のところ歳入に関してはこの3か年とか、今年度の若干減少した分も見込みながら歳入を立てております。歳出におきましては、やはり先ほど総務福祉課長からもありましたように我々も歳出の抑制、その辺をしっかりとやらないといけないと思っていますので、歳入を見ながら歳出のほうもしっかり抑えるような取組で行っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。今あったように現時点では、今年度決算はどのような感じで見込んでいますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今、一般会計、特別会計全てにおいてそうなんですが、決算見込みに関しては黒字です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。3月の新年度予算が上がってくるのを楽しみにしております。予算に関しては、これで終わりたいと思います。

続きまして、浄水場の進捗状況について伺います。これは当然8月7日に、村長は怒らないでくださいよ。県知事が表明がして、それ以降、本村でどの程度、今進んでいつているか。あれからもう4か月以上たちましたけれども、現状をちょっとお聞かせいただけますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

現状におきましては沖縄県にも確認しましたが、進捗状況といたしましては特に進んでおりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

4か月たってそういったあれですけども、副村長も2019年1月10日には団体長との、このままで飲料摂取種制限、沸騰させなければ飲水はないとか、もちろん低地案が優先している執行部の皆さんの考えでしたから当然そうおっしゃっていたんですけども、では今こういう自体で、この水を飲み続けてもいいということなのか。ちょっとその辺。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その前に大変申し訳ないんですけども、質問の前に「村長怒らないで」とか、そんなことは要らない言葉だと私は思っています。ぜひそういうところは考えていただければと思います。浄水場問題につきましては沖縄県に委ねております。浄水場を沖縄県が造ることになっております。私は何をするかではなくて、これは企業局がしっかりとやっていたとということでございますが、ただ私からももちろん申入れもさせていただいておりますので、その協議はさせていただいている。だから全然全く進んでいないということではないということは御理解をいただきたいと思っておりますけれども、ただ私たちとしても浄水場に関しては県知事がああいう発言をされましたので、私たちの考え方も含めて、例えば道路の使い方をどうするんだとかいろいろ懸念事項もございますから、そこを払拭してください。そこをしっかりとやっていただければ、全面的に協力するということはもう既に申し伝えておりますので、後は企業局のほうでしっかりとやってくれということだと思いますし、御懸念があるようですけども、私たちとしても一日も早く安心して安定した水を供給していただくのが私たち行政の責務だとも思っておりますので、そこはしっかりと申し伝えております。それだけは御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長がおっしゃるように村の協力もなしではもちろんやっていけないことでありますし、その辺に関しては住民も早くいい水を飲みたい。早くそういうことを前に進めてほしいと。一日も早いあれを願っておりますので、これを協力して前向きに取り組んでいただきたいと思います。以上です。

続きまして、座間味水源の里緊急整備事業の進捗なんですけれども、これは去る11日に私ども村の、議員は市町村の評議員でもありますし、私も班としてとりあえずその場に参加したんですけども、沖縄県農林水産部の南部林業事務所からある程度話は聞きました。そこで署長の話では、もうちょっと村の協力もほしいということはおっしゃってました。そこにはもちろん役場から補佐と担当も参加しておりました。ところがこの問題は、私は後々、終わった後区長が体調を崩されているいろいろな人に聞くと、果たしてこの山を切り崩してまで造る必要があるのかなというような、また今議論が出てきているんですね。その辺に関して村側はもちろんこの内側の砂防ダム、今取り崩して、のり面も壊れたりいろいろやって、その理由もみんなお聞きしました。皆さんにそれは聞かないんですけども、林業事務所には聞きました。その辺に関して、村として今後、果たして山を切り崩してこれを造る必要があるのかということで、今村民の中でもそれがに

わかに出てきております。それに対して今村としてどんな考えか、ちょっとそれをお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずこの事業の進捗状況に関して、現場を見ましたとおり非常に遅れているというのが現状であります。それは沖縄県も含めて、ちょっとこちらのほうはおわび申し上げたいと思います。しかしながら、この事業の開始につきましてはやはり座間味区からの要望が出ているのが第一前提でありますので、書面としてですね。今おっしゃるように、喜文議員がおっしゃっているのか、区長がおっしゃっているのか分からないのですが、その必要性があるのかないのかも含めて、もし区民が必要性がない、そういった総会等で決まってそういった要望が出ているんですしたら村としてはそれを受け止めて、しっかり県のほうに報告はさせていただきたいと思います。しかしながら村が主体で動いているわけではないですので、あくまでも村は文書を受けて進達しているものですから、今お願いした側、された側、実施している側もありますので、細かいこと、私たちもはっきりしたことは言えませんが、その当時座間味区で出ていたということは、私の中では少なからずそれでやってほしいという要望の方もいらっしゃったと思います。それから何年も時間がたっていますから、その辺の座間味区なのか、喜文議員なのか、ちょっと私が答えかねますが、その時系列もまとめていただいて、再度今おっしゃるようにならなければならないのか、必要じゃないのかというのをしっかりと精査した上で、また村のほうに報告していただければ県のほうと調整していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これもあくまでも県の事業でありますけれども、私の考えじゃないです。私はその後聞いた話なんですけれども、もちろんこれは潰れ地があって、学校の裏側とかいろいろなことがあって、いろんなところに影響が出ているもので、例えばこの事業を中止すると、県は国に対して今までの事業費はどうするんだとか、あるいは返還とかいろんなことも行っていることもあり得ますので、これは私自身は別にならなくて止めるとか、あるいは進めるとかということは静止して見ておりますけれども、これは私の考えではないです。これは後で聞いた話であって、それから今第一期、第二期、後ろ側、東側はまた下から上げたほうがいいんじゃないとか、いろんな案も今出てきております。今課長がおっしゃるように、これは恐らく区としても詰めていく必要はあるんじゃないかと、私自身もそう思っています。そういう面ではもちろん、何回も言いますように県の事業でありますけれども、確かに学校の裏地、あるいはマカー聖地いろんな問題がたくさんあります。あるいはまた見た目、それから環境省との問題、いろんな問題が確かに横行しておりますけれども、その辺も今課長がおっしゃるようにならみんな精査して、まとめてやっていく方向で私もそういう形で見守っていきたいと思っております。これに関しては一応それで終わります。

続きまして、一括交付金事業の詳細を全て開示を求めますということで、今日こういう立派な資料をいただきました。これを今から分析して、今から質問をしていくのも大変ですから、これはこの開示資料を基にして3月にはまたもう一度何か聞くか。あるいは、これは平成24年度から令和2年度までの事業費、総工費が幾らで、幾らのあれになって村負担が幾らかということ今計算機でいろいろはじき出していますけれども、これを今からこうやると時間はないですから。ただ、村負担が平成24年度から令和2年度までに8,800万円ぐらいの負担が出ているのです。ただ、今1点聞きます。単年度ごとに村の財源分は全部終わっていつているんですか。それともこれが繰越しとか、そういうのもまだ残っているんですか。財源として、要するに村の負担分として。それをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

事業の執行につきましては、年度内に終わったものは全て予算をつけて、こちらのほうで支出しております。繰越しについては繰越しの手続を踏んで、翌年度に持ち越して村の単費分、国費分も含めて持ち越して執行している状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これを見ると相当な事業をやって、相当な金額で動いているということはもう一目瞭然分かるんですけども、これを今さらいつのものがどうこうというのは今日お聞きできないんですけども、ちょっとまた勉強して、3月あたりにでもまた何か疑問点があったらお伺いしたいと思います。ありがとうございます。

次は、これは9月定例議会でもおっしゃいました高月山の剪定、私はこれは環境省、松本さんのところにも聞きに行きました。松本さんいわく、「それは役場から聞いていないですよ。こっちは別に刈るのは何でもないですよ。というのは、神の浜もみんな伐採しましたよ」ということで、本人からもそういう話をいただきました。ところが私、この1か月足らずで高月山に20回ぐらい上がりました。もちろん仕事の絡みもあって、もう同じことを何回も言うんですけどもキョウチクトウが見えてきて、役場でさえも見えなくなっているんですね。キョウチクトウ、松の木、それからハジギーとか桃の木とか、前回の9月にもその話はしましたが、これはなぜ剪定できないのか。今ちょうど冬場は山に上がる、やがてクジラウォッチングが始まる。山に行く結果それからお年寄りが今観光に来ている。私はそこに何回も連れていきますけれども、なぜできなかったのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

9月議会でも答弁をさせていただきました。私のほうでもしっかり行っていきたいというふうに話をして、遅れているのは申し訳ないと思っております。しかしながら園地の管理を委託している業者のほうのほかの業務を併せて受託していますが、その辺でちょっと進捗が遅れていることは確かでございます。昨日ですか、たまたま……この質問が出たからではないんですが、昨日一応入ったというふうに話は聞いております。それはあくまでも環境省の許可が不要な範囲での剪定は行っておりますが、今喜文議員がおっしゃったように私たちも現場確認をしていないんですが、その下一面がきれいに見えるか。その許可の不要の範囲で見えるかというのを確認していませんので、またこの辺を確認しながら、それでもまた剪定が必要となると恐らく許可が必要になってくる場合がありますので、またその辺の環境省の伐採の許可が必要な範囲なのか、じゃないのかもまた見極めながら、再度現場を確認していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それと併せて、皆さんの耳には入っていると思うんですけども、今度この高台、カメラを設置している場所がありますね。そこがまた崩壊というか、崩れているんですね。ですから私は観光客を連れて行くときに、もちろんそこの中にはローソンが敷かれて、もちろん上から直接垂直に落ちてくることはないんですけ

れども、斜面を隔てて階段のところ、あるいは展望台を眺めようとするところに落ちてくるんじゃないかなと思って、私もあるときに「これは自己責任ですよ。そこに上がらないでください」ということで最近では止めているんですけども、その修理もたしか予算か何かついているかな。それと併せてトイレも予算化されているということですので、併せてそれも修理・補修をしていただきたいと思うんですけども、どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずトイレにつきましては修繕予定でありますので、もう少々お待ちください。まず基本的には、トイレも展望台も管轄が沖縄県となっております。我々も今回のコンクリートの剝離の部分も確認して、実際は報告させていただいております。その中でさすがに、ちょっと12月なものですから今年度予算があるかどうか確認したいということで県もありましたので、今おっしゃられたようにその危険性がないかはちょっと担当と話をしながら、そういった表示が必要なのかも含めて、けが人がでないようにしっかり安全管理を行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。私は何回も言いますが、第一展望所は座間味村の景観、あるいは景色を見る上で一番いいところですので早めに。それから冬場は、お年寄りもトイレも近いです。トイレも早めに修理して、いい観光案内ができるように、いい島が見せられるように行ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

皆さん、お疲れさまです。私のほうからは2点ほど質問をしたいと思います。まず初めに、阿嘉旅客ターミナルの件についてなんですけれども、旅客室の土間（コンクリート張り）所々にひび割れが起きている状況になっています。お客さんが船舶乗り入れなどに利用している場所でもありますので、早急な現場調査を県側と行う必要があるのではないかと思います、伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

阿嘉島のターミナル施設におきましては、村の所有であるため村の管理となっております。私たちもそのコンクリートが剝離している部分は現場を確認しております。しかしながら、一斉にまとめてやるとちょっと予算的規模にもかなりかかるものですから、今現在、剝離している箇所でも緊急性が高いところ、そういったところを調査しながら部分的に修繕していきたくて考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

先ほどから言っていますけれども、やはりこの建物の周辺を見ますと天井のはりなども本当に剥がれている状況で、また外回りの電気系統関係も全部、笠といいますか、そういうふうなものも全部台風とかで飛んでいったのか分からないけれども落ちて、何の跡形もなく、外観から見ても見苦しくなっている状況にありますので、先ほど課長が言ったようにもちろん管理上は村でありまして、あとこのような状況から見たら、村の阿嘉島の玄関の窓口であります。その中で、やはりこういうふうに観光客のお客さんが行き来する中で何が起きるか分かりません。何らかの形で事故が起きたらもう遅いので、ぜひ県のほうに早めの対応方をお願いし、陳情をしてくださるようお願いをしたいと思います。ひとつよろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

すみません。繰り返しになりますが、建物がターミナル自体は村の所有物になりますので、村のほうでしっかり行っていきたくと思います。勇議員からありましたように、やはりそのお客さんが使う頻度が高いですので、そういった安全性を考えて、やはり1回調査して危険度が高いところからしっかり修繕をしていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。本当にその現場を見たとのことでありますので、早めの修繕をお願いしたいと思います。ひとつよろしく申し上げます。

2番目に、また1つ質問をしたいと思えます。慶留間港湾整備についてなんですけれども、現在、栈橋の歩道側のグレーチングが一部なくなり、また所々に陥没が起きている状況にあります。ふだん釣り人も多く利用されている場所なので早急な整備が必要であると思えますけれども、伺いたくと思えます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今度はまた阿嘉港の施設と違いまして、慶留間港に関してはまた沖縄県の管轄になるものですから、この辺も先月沖縄県で見て、しっかり慶留間港のほうは調査させていただいております。お手元に配られた写真等、また現場も確認していますので、その修繕に入る前までには、そういった村で対策できることがないか確認しながら、そういった事故が起きないような対策は講じておきながら、整備についてはしっかりと県のほうに要望して早急に取り組めるように努めていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

これは、県のほうは土木事務所でよろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

先月、沖縄県南部土木事務所のほうが確認に来ております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

じゃあ早めに、現場を見たということで早めに行けるということを聞いて、私も安心しています。本当に何でその話をするかということでもありますけれども、やはり船揚場なんかを見ますと、このように陥没している状況で船の乗り上げとかにも、海から帰ってきて、台風時とかにも合わせてなんですけれども、乗り上げとか、下ろしたりとか本当に大変な状況で、この陥没した中で代車の車が壊れるんじゃないかなというふうな感じぐらいまでの、このぐらいの陥没した状況でありますので、力課長が言ったように早めに、この現場を見たということでもありますので早めに修繕ができるということをお願いしたいと思います。じゃあそういうことでもありますので、私もこれを聞いて安心していますので、ちょっと短いんですけど私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

続まして1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今日一日、お願いします。まず初めに一括交付金を活用して運営を行っている組織・事業についてですが、議会の前にとりか、観光協会に関しては以前質問したので取り下げる話をしたのですが、1点だけ。今課長も含めて今後自主財源の確保について、村もしっかりと考えていかなければいけないところから、前回の質問で座間味村版DMO、法人化に向けた取組を今考えていると思うのですが、観光協会がその中核を担うという話をしていました。その辺1点だけ、どのような形で進んでいるのかどうかお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

観光協会におきましては現在、4年前から正式に事務局長も配置させていただいて、今年度からはさらに民間から会長となって、村長のほうはもう完全に観光協会の役員からは手を引いている状況であります。しかしながら、DMOとかそういった登録に関してはまだまだ職員の、村から、ちょっと観光協会に対しては失礼かもしれないけれども力不足なのかなというところも感じていますので、やはり村もしっかりと自立できるような支援を行わないといけないということで、私たち船舶・観光課の職員も含め、どのように自立できるかというのと一緒にやりながら、最終的には自立できるような方向に進めていく形となっております。現在のところ事務局のほうでは、その登録に向けた手続を準備しているということですので、またこれも村のほうでお手伝いできないか、その辺も確認しながらしっかりと進めていきたいと思っております。すみません。現在は、広報法人登録はされています。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。前回の質問の際に村の考え方として、新しくできるビジターセンターに観光協会が配属されることは決まっているという話でした。その中で、国の予算も活用しながら財源の確保を考えているということでしたが、いずれにしても村の負担も幾らか出てくると思います。DMO、法人化に向けた形が進めば、着地型観光も見据えながら収益につながる、財源の確保につながるのだと思っていますので、しっかりとその辺の取組も考えていただきたいと思います。今現在、観光協会に対しては毎年2,000万円の予算を投じています。一括交付金もあと1年で終わることから、その後の財源の確保は村も厳しくなってくる

と思いますので、その辺のほうをしっかりと取組のほうをよろしく願います。観光協会に関しては以上です。

次に海域安全業務に関してですが、この業務に関しても毎年約2,000万円の予算が必要となっております。本村、観光がメインの島において、これから先も村の海浜、海域の安心・安全を発信していく上でとても大事な業務の一つだと思っております。本年はもうその業務は終了している時期だと思っておりますが、今年1年どのような状況だったのか。報告を受けていたらお願いしたいのですが、大丈夫だったのか。問題があったのか。それとあと次年度に向けての予算の確保はどうなっているのか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず今年の初めにつきましては、やはりコロナ禍ということで人を集めるのに苦労したという報告は受けております。やはりその中でも、実際また始まってみてお客さんが少なかったりとか、そういったのもあって配置する人員が減ったところもありますが、夏場はまたちょっと増えてきて、その中で本人たちも感染しないか心配しながらも行っていたところですが、私たちもくれぐれも感染しないような対策は取ってくれということで指示はしておりました。例年よりはお客様も少ないんですが、昨年と比べて事故件数が1件ありまして、それが死亡事故というところは受けております。しかしながら、受託者におきましてはしっかりとトレーニングをしているので、別にそういった原因がそのライフセーバーにあったということではなかったという報告は受けております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この業務に関しては夏場の炎天下の中、一日中、体力・集中力を必要とする厳しい、人の命を預かる大変大切な業務だと思っております。それに対して村も夏場の約6か月間、2,000万円という大きな予算だと思っておりますが、それを託してこの業務を村も考えていると思っております。それに対して幾つか、いろいろと声が聞こえてくるのですが、私はこの2,000万円という額はそれなりに大きな額だと思っております。村にも多くの事業所がありますが、年間1,000万円、2,000万円の収益を上げるのは簡単なことではありません。この業務に関しては夏場の半年間に対し、約半年間2,000万円という大きな予算を投じています。そこで働く人たち、私の考えなんですが、この間はこの業務に集中して頑張ってもらいたいと思っておりますが、聞くところとか、そこで働くライフセーバーの方たち、若い人材ですが、夏場、本村では他の事業所も人材不足で苦労していることもあります。お互い人材が足りない側からしたら、その辺も含めてお互い助かる場所なのかもしれませんが、若い子らの中ではWワークですか。何かいい響きに聞こえるかと思いますが、2つの仕事を掛け持ちしている。ライフセーバーの中にも2つの、昼間はビーチで働き、夜は飲食店などでアルバイトをしている方々も多くというか、現にいます。先ほども言いましたが夏場の炎天下の下、一日中、体力も集中力も必要な業務だと思っております。若いというのもあると思っておりますが、その辺も考えながら、いろいろ島にいる間頑張っていると思っておりますが、その辺村も2,000万円という大きな予算を投じて、それなりの一人一人、1日の単価に見合った予算もしっかりと用意していると思っております。そこで夜も掛け持ちをしながら昼間の安全業務に携わるとするのは、私は無理がないのかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

そうですね。基本的に受託されている会社のオーナーが考えるべきだとは思っております。しかしながら我々も、今譲治議員から御指摘があったようにライフセーバーというのは人の人命を預かるという仕事ですので、夜を掛け持ちして、夜遅くまで仕事して次の日、朝からその本業ができるのかというのは、基本的に契約する時点でお話はさせていただいております。そういった中で事故とかが増えるのであれば、その業者には委託できないよということで、社員の管理はするよということでお伝えして契約はしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

できれば毎年毎年、村と担当課と、その受託事業者で話し合いを持っているかと思いますが、次年度に向けてもしっかりと、その個人個人、そこで働く方々のライセンスの問題もありますし、経験の問題もあって、個々、一人一人恐らく日当なり単価は違うと思うのですが、その辺も含めてしっかりとどのような形で、受けている側が使っているスタッフをどのような形でお願しているのかという、金額的な面も含めて村はしっかりと話し合いができればなと思っています。その中で無理なく、いろんなことを考えているのであればいいのですが、昼間だけの日当じゃあ生活できないから夜働かないといけない環境がもしあるとしたら、それはおかしいことだと思いますので、その辺しっかりと話し合いながら確認すべきだと思っております。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

御指摘がありましたように、私たちがその人件費の積算業務ではそういったことがないような積算をしておりますので、やはり今御指摘がありましたようにしっかりと水域の安全確保のために委託している業務ですので、そういったことに支障がないように再度、次年度の契約時もお話ししながら、その副業というものが何なのか、その辺の細かい人件費のことは我々が言えないと思いますが、その目的の話をしながらか、そういった細かい内容を詰めていければなと思っていますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

島に来てくださっている多くの観光客に楽しい思い出を持って帰っていただくことが、本村の今後の観光にもつながっていくと思います。その辺しっかりとした体制が今後も維持できるように、今後ともよろしくお願したいと思っております。この件に関しては以上です。

次に座間味浄水場についてですが、先ほど喜文議員も少し触れていましたので要点を絞ってお聞きしたいのですが、もう一度確認なんです、今高台の方向というか、高台という発表の下、村と企業局が高台での合意の下、今いろんな計画が進められているのかどうか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今お話がありましたように沖縄県も発表をしましたので、高台でやる計画で今進めているところであります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

その中で、今細かい中身というか、いろいろ話合いを持っていると思うのですが、できればその話合いの中身が幾つか話せることがありましたら、お願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず基本的に沖縄県は、村と覚書を交わして後に事業着手をしたいということで、我々も覚書をどういうふうにするかというのを今協議しているところであります。まず1点目に関しては、やはり林道ですので大型ダンプが通る、その安全面の配慮とか、そういった計画をしっかりと出してほしいということはお話させていただいております。2点目におきましては、低地に比べてやはり高台のほうは浄水場が完成するまでに時間がかかるということなので、それも含めて我々も当然議員と同じ考えで、早く安全で安心な水を提供したいということがありますので、どうにか今の施設も引き取りながら、今早めに施設が完了する前にも、もう少し安全で安心な水を提供できるような支援ができないかということは調整をさせていただきます。3点目につきましては、防災拠点の話もありましたので、その辺を高台の防災拠点も含めながら今話をさせているところであります。この3点ですね。この辺を今調整しているところです。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。県の知事の発表の後、村もこの件に関してはいろんな取組をしていた中でああいう発表があり、逆に村としてはこちら側の言い分なり、意見を言いやすい環境が逆に私はできているのかなと思っております。村にとっていい形でこの事業が進んでいくように、しっかりと物申せるところは村長は物申すと思いますので、その辺もしっかりと村にとっていい形でこの事業が進んでいくように願っております。また、今水質の問題もありますが、急がないといけない環境の中、水質の問題、村の財源の問題もあります。確か栗国村のほうは現浄水場のまま企業局に移行して、2年後に浄水場の見直しがあるような話も聞いております。逆に村も完成後に企業局にお譲りするのではなく、逆にそれを先行しながらこの建設を進めてというような形もできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしく今譲治議員の御提案のあったとおりで、先ほどうちの課長から説明があったのは、まさしくその一点でございます。私たちには技術者が非常に少ないというのが一つ、それと高台に造るには相当時間がかかる。それから高台に造る場合には併設して造りますので、運用をしながら新しい施設を造るということも含めて、もう出来上がってから企業局が運用を開始するのではなくて、現有施設をそのままでは企業局に引き取ってもらいたい。その中で技術者もいますので、老朽化している施設ではありますが、その知恵を活用していただきながら、企業局の施設として水を供給してくれないか。その中でしっかりと新しい施設も造っていただけませんかというお願いを今しているところです。これに関しましては企業局は全くノーとは言っておりませんので、しっかりとまたこれからも話合いを続けて、今譲治議員がおっしゃったような形ができるように、私たちとしても努力をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。いい形でこの事業が早めに進んで、いいお知らせが早めに聞けるように、今後とも我々も一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。この件に関しては以上です。

最後に各施設の利用状況、管理状況についてですが、古座間味ビーチの施設に関してですが、今現在、新たに募集がスタートして貼り紙も貼られておりますが、今どのような状況なのかどうか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

古座間味ビーチにおきましては、現在募集はさせていただいておりますが、問合せはありますが、まだ申込者数は現在のところゼロ件です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今この掲示板に貼られている内容だと2業者、2店舗の募集とありますが、今現在、施設内に店舗、施設外、外でも2店舗のレンタル業をしている形が取られておりますが、今後それはどのような形になるのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

もともと村の施設としましては2業者を予定しておりまして、もともと外の業者におきましては、以前下のビーチのほうで営業をしておりました。それが沖縄県で大分問題になって、沖縄県からも指摘を受けて、それらの経過措置としてその事業所を上へ上げただけですので、基本的に今条例を整備した中では2事業者だけ公募するという形を取っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

じゃあ今後は施設内の2業者のみで、外の営業はなしということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的に事業者は2店舗で、あと外に関しては下のスペースが狭いものですから、外の利用についても協議しながら、もし必要だったらそこに提供するという形を取っていききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。以前この施設に関しては老朽化もあることから、施設の見直しを図る際に、その建て替えの時期を見計らっているような条件整備をしていくという話もありましたが、今現在、まだ何もその建物に関してはそのままの状態ですが、とりあえずと言いますか、現状は今の施設の状態で来年も活用されるということでもいいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

前私のほうからお話させていただきました。現在の施設の建て替えについての進捗状況なんですけど、今年で今あの施設の財産処分を行えるかどうかという確認中でございます。そこから行ったとしても、設計して工事を入れたとしても2年、3年かかるので、現在、今の条例で進めさせていただいております。また、一括交付金等の事業が次年度までになるものですから、その2年後、3年後のこういった補助事業のメニューがあるかというのはちょっと私たちも想定ができませんので、その新しい、また次期振計に変わったときにこういった補助制度があるのか。そういったのを見極めながら進めていくことになると思いますので、施設の建て替えについてはちょっと時間がかかるかなというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。あと一点、これまでその施設を利用して働いていた事業所がありますが、その辺の方たちに関しては今の見直しについて、それぞれ納得している形で話は進んでいますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず基本的には、外に入っている事業者の方にはもともと下にあったものを上に上げている経過措置ということですので、何の問題もないかと私たちも思って説明はさせていただいております。そこで苦情が来たとしても、やはり実際は下のビーチでやっていた、もともと違法的に行っていたので、それは村としても正さないといけないということで、納得しているかどうかは分かりませんが御理解はいただいていると思っております。中に入っている2事業者に関しては、やはり議会でもそうですが地域からもそういった、長年そこにいるのはおかしいでしょうということも話して、条例は整備して昨年、1年前には、今年の12月には出てもらうというような文書で通知はしております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。この施設に関しては建て替えも含めて、いい形で今後進んでいくことを期待しております。あとこの建物もですが、デッキに関しては危ない状況にあると思いますので、その辺も今シーズンオフ中に危ない箇所がないか。危険な箇所がないかチェックして、シーズン前にはきちんとした管理体制を取れるようお願いしたいと思います。古座間味に関しては以上です。

次に北浜ビーチですが、北浜ビーチも今座間味と同じように2店舗の事業所が入れますが、今どのような状況なのか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

北浜ビーチにおきましては2事業者が入れるところに対して、今1事業所のみしか入っておりません。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

来年度に向けては何らかの方法があるのか。また、阿嘉島は阿嘉島だけの……、座間味からも阿嘉島に手

を挙げる事が可能なんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的には古座間味もそうなんですが座間味の方という限定はないですので、一応募集に関して阿嘉、慶留間にも貼らせていただいております。ですので、北浜も募集する際、北浜はちょっと遅れまして年明けになると思いますが、貼らせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。あと北浜の環境省が造ったテラス、もう改善されていたらいいのですが、いつだったか過去に、その階段で2件ほど、転倒とか骨折の事故があったと聞いておりますが、そこに手すりが必要ではないかという話を聞いていたのですが、その辺の改善のほうはどうなっておりますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

すみません、今御指摘のあった件はちょっと私のほうも確認していませんので、まずは早急に確認して御報告をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

すみません、自分もこれは聞いた話で、実際に確認をしていないので、その事故があったかどうかすみません、確認していないでこんな発言はどうかと思うのですが、現場を確認していただいてそういうふうな話を聞きましたので、手すりが必要ならしっかりと環境省にも確認しながら、設置が必要であれば早めに考えていただきたいと思っております。北浜に関しては以上です。

次にキャンプ場に関してですが、阿真キャンプ場は一時期人手不足で、なかなかそこで働き手の一人一人の負担が大きいような状況が続いておりましたが、現在はどのような状況なのか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

キャンプ場におきましては常駐職員2名、またシフトで1名、計3名、今雇用しているところであります、以前は2名とかでしたものですから、昨年度よりは状況はいいのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今コロナ禍の中、公共施設というところもあります。その受入れをどうするかという問題もあると思うのですが、受け入れる以上はしっかりとした体制を取らないといけないと思っております。またその出勤に関してなんですが、私は監査員の立場で、この出勤簿をチェックする際に一日一日、何時から何時までと手書きで時間が記入されている部分が今続いております。担当のほうからも早めにタイムカードの導入を考えているという話を聞いておりましたが、今その辺に向けてはどのような形なのか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

キャンプ場も含め船舶・観光課におきましても出勤のシフトがちょっと違うものですから、出勤簿プラス、タイムカードの導入を考えて、今キャンプ場におきましては発注をしている段階であります。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この件に関しては毎月毎月、逆にしっかりとそれを導入することによってミスも起きづらい環境につながると思っていますので、その辺早めに取り組んでほしいと思っております。その辺はしっかりと考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それとキャンプ場に関してはトイレも含め、幾つか修繕箇所がまだまだあると思うのですが、その辺の報告やその辺把握はしていますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今ちょうど新年度予算時期ですので、今回補正に出せなかったところもあるんですが、しっかりと改めて精査してもらって、やはりキャンプ場も非常に人気があるところですので、お客様に不都合等がないような状況をつくっていききたいと思っておりますので、今現在精査して、新年度予算にはのせるように。またキャンプ場に関しては、今年度はコロナ禍ではありますが、しっかりと財源を確保できる施設ですので、やはりその財源に見合った施設整備は必要だと思っておりますので、そこをまたしっかりやっていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

最近見直しで使用料や料金の改正もありました。それぞれ値段が上がって利用の値段も上がっていますので、課長も言いましたように受け入れる以上は、それに見合った整備が必要になってくると思っておりますので、しっかりとその辺のほうの取組をよろしく申し上げます。以上で私の質問を終わります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで午前の会議を閉じます。午後は13時30分から開会いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

昼後、皆さん眠くなると思いますので、寝ないで聞いてください。一般質問に入ります前に、先ほど清志議員と喜文議員が言った過疎化対策の件に関して、村長本当にお疲れさまでした。私は11月のタイムスの初めに過疎化対策の新聞を読んだんですけれども、そのときにはもうどうするんだろうと物すごく心配していました。それが一部、過疎化対策の地域を見ていたら、ちょっと過密だろうと思うところが過疎化から外されているところがあったものですから、違うんじゃないかなと思っていいところもあったんですけれども、最終的にはこういう結果が出てとてもよかったなと思って、お疲れさまでした。また、菅総理もいろいろ明るい話題も出て、いろいろ笑うところに福ありということで来年はきっといい年になるんじゃないかなと。リーダーがそういう笑いを受けて、いい年になるんじゃないかなと私は思っています。そういうことですので一般質問に入らせていただきます。まず1番目に工事運搬停泊位置についてお伺いしたいんですけれども、皆さん資料は回っていますか。現在バースがないところに各社とも、その位置に停泊しているということで、その図をちょっと御覧になってみてください。この停泊中に道路を通行止めにして迂回路を設定しているんですが、道路ではないところを不慣れな観光客が自転車で通行したり、迂回路を無視したり、台船を往復する観光客が多いということで、本当にすごく危険を感じる場所を何回も私は見ているところなんですけれども、それを何とかしないといけないんじゃないかなと。迂回路がちゃんとした迂回路ではないんですよ。雨が降ると水たまりになって、そこをクレーンが荷渡ししたりとか、そういうところの下を通ったりとか、迂回路の。そういう光景を私は見ているんですけれども、本当に危険だなとすごく思いました。私も迂回路を通ったことがあるんですけれども、石がごつごつ出ているんですよ。それで水たまりがどうしてもできると、その水たまりが泥をはじいて石だけが出てきて、そういう形で悪路になってしまうとか、そういうところを観光客が通っているということは本当に最悪だなんて見ているんですけれども、また観光指示板があずまやのところでは、この道路を指示しているわけですよ。観光客に対して、観光道路ということで。そこを行ったら、ここは通行止めされていて、その道路じゃないところを迂回路にしているものですから、そこを無視する自転車とか何かが結構多いんですよ。その上のほうで、クレーンでこの荷揚げしているところの、その下をまた無視して通る自転車もあつたりとか、そういう光景も見たものですから、これは何とかしないといけないなって私は思ったんですけれども、それに対して私は一応こういう案を出しているんですけれども、現在のこのバースと、今のバースをこういう形で案を出しているんですけれども、それに対してちょっとお伺いしたいんですけれども、こういう案はどうですかねと思ひまして、よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

すみません、ちょっと執行部の全員のほうには資料を配っていないんですが、まず基本的に台船、阿嘉島に止めているのは入港して、そのまま縦づけということで、今太郎議員から案が示されている横づけですね。岸壁に対して横づけの案、これは以前、私たちも業者から実はいただいております。しかしながら沖縄県とも調整をさせていただきましたが、来船については日常的な船の入港はあるわけではないので、そこまで大幅な改修は難しいだろうなというふうに話をして、例えばフェリーとかみたいに毎日日常的に入る船でしたら、その漁港の改修とかそういったのが出てくると思いますが、今回来船の話ですので、そういった日常的に利用されないものについて要望ができるかどうか分からないですが、そういった要望の機会がありましたら、また再度漁港の整備のほうも沖縄県が行っていますので、その辺はもしそういう機会があるんでしたら要望をしていきたいなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番 (垣花太郎議員)

もう一つ言い忘れたんですけれども、このフェリーが入港するときに、どうしてもまた元に戻しちゃうんですよ、横づけに。これは普通こういうことを、今期は物すごく公共工事が多かったものですから、週に何回か入っていたもので、それをバースの、台船というのは物すごいでかいですので、それを移動するというのはそう簡単にできるようなものでもないし、フェリーが入ってくる。例えば座間味から2時に出て、こういう形でまた元に戻す。フェリーが11時に入ってくるのもまた戻す。これを一時間越しにやっていると仕事が全く前に進まないという話も聞いたものですから、来船台もリースでかなり高く借りているものですから、時間で借りているらしいんで、そういうもので無駄な時間と言ったらおかしいんですけれども、時間がかかりすぎていると。それで費用がかなり高くなっているということですので、こういうものからやはりこういう形に変えてもらったら、公共工事もある程度安くできるんじゃないかなと。そういうこともありますので、この案はぜひ県のほうにも要望してできるような形でお願いします。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長 (松田 力)

公共工事、工事費に関しては、これが縦づけだろうと横づけだろうと費用が変わることは一切ございませんので、御理解いただきたいと思います。やはり船のバース、確かに支障が出ているのはこちらも確認しております。前回も、3年前……ちょっとはっきりした日付は覚えていませんが、そういう話を実は前から伺っております、やはりこれが日常的ではないということから、なかなか整備は厳しいよというふうには聞いていますので、太郎議員が今おっしゃるように私たちも今後そういった整備等の要望があるのであれば、沖縄県のほうにそういったのも追加して要望していけたらなと思っております。

○ 議長 (中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

○ 3番 (垣花太郎議員)

この工事も何て言いますか、工事が遅れているというのは目に見えて分かると思います。これだけ移動したりするというのは全く仕事ができないということですから、そういうことを踏まえた上で、ぜひ前に進めていただきたいなと私は思いますので、ぜひ検討してください。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長 (松田 力)

機会がありましたら沖縄県のほうにも要望をしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

○ 議長 (中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

○ 3番 (垣花太郎議員)

じゃあ次に移らせてもらいます。ぜひこれはもう協力をお願いします。あともう2つありますけれども、農業について質問をさせていただきます。まず野焼きについてですね。まず野焼き自体が法令で禁止されていると思うんですけれども、野焼きは農業をやられている方にとっては一石三鳥という、そういう農業をやられている方には物すごいメリットがあるわけですよ。この一石三鳥というのは本当に、沖縄の場合は特別なんですよね、内地と違って。沖縄の場合は、真夏はほとんど農業をやっている方は、一応その専門でやっ

ている方はずっと365日やっているんですけれども、離島の場合は真夏はほとんどやられていない方が多くて、雑草が生えたりとか、2か月間、6月、7月ぐらいですね。雑草が生えて、雑草を刈り取って、また冬に備えての畑をやるんですけれども、その雑草を刈り取って、その雑草からまた種が落ちて、その種が発芽して、そういう形で雑草となってまた生えてくるんですけれども、この雑草を取るためにかなり費用がかかるのと、野焼きをしないと害虫も発生するんです。野焼きをしたために雑草の種も焼けて、そこで発芽もしなくなってくると。なおかつ、野焼きをした後にその灰が肥料になると。野焼きというのは一石三鳥のメリットがあるんですよ。今期こういう形で農業をされている方で、私も一応農業をやっているんですけれども、本当に今年は野焼きをしていないために雑草の発芽するのが本当にすごいです。もう早くて。あと葉野菜が、レタス関係、サニーレタスとかああいいう柔らかい葉野菜がアリに食われるんですよ。アリの被害がすごいですよ。そのアリの被害が、もう発芽させないんですよ。それをアリが全部冬籠もりのためにみんな、こういう発芽したものを全部食べてしまう。そういうことが現在起きているんですよ、農業の中で。何名かがそういう形で野菜の芽が出ないと。気づいたら、もうほとんどそういうアリが食べたりとか、地面にいる害虫がそれを食べているわけですよ。野焼きをするとほとんど害虫が殺されてしまうんですけれども、そういうことが今実際起きているわけですよ。そういう形で、畑を皆さん見てみると分かると思いますけれども、今の葉野菜はほとんど害虫に食われていますよね。葉を見たら皆さん分かると思いますけれども、それでもやはり特例というのがありまして、長野県諏訪というところで特例を取って、消防法の中からそういう野焼きの許可をもらっている。そういう一つあるものですから、その特例をこういう形で座間味村の農業の中に取り入れられないのかなというのが私の疑問で、それをぜひ何とかできないのかなと。その辺をちょっと取り入れてほしいなと思うんですけれども、どうなるか分からないですけれども、その辺は私の案としてそうなんですけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず野焼きについては原則禁止となっております。先ほど垣花太郎議員から長野県の事例、私たちも調べないといけないとは思いますが、今後の宿題にさせていただきたいと思います。まず基本的に、完全に火入れができないというわけではありません。農業を営むためにやむを得ない焼却ではないと考えているのが、まず今言う病虫害の大発生などとか、山間部の急斜面にある大木等を持ち出せない場合、そういった場合は火入れができるようになっております。その条件といたしまして、うちの火入れ条例にもありますように森林及び森林から1キロメートル以内で火入れを行う場合には、森林法第21条第1項に基づき市町村長の許可が必要で、受ければ大丈夫となっております。でもその代わり条件としまして、座間味村火入れに関する条例があり、10人以上のそういった防火対策を取って行うことが条件になっていきますので、そういった条件等がかみ合えば、決して火入れができないわけではないので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひそれをいい方向に持っていきたいなと私は思うんですけれども、長野県では結構この法令の第14条で農業、農林、漁業を営む方に、やむを得ない場合にそれを認めているということで消防法ではそういうことがありますので、それに基づいて一応調べていただきたいと思います。もしそれができない場合、今農業をされている方がほとんど高齢者なんですよ。島でも、もうほとんどが。やはりいきなりそういう野焼きが禁止されたものですから、手間取っているんですね。手間取っているものですから、それ

を草刈りはした。じゃあこれを捨てるのに、どこに捨てていいか。それとも運んでくれるのかというようなそういう、やはり高齢者ですのでこの雑草を運ぶのも大変なことだと思いますので、その辺もやはりただ野焼きをしたら駄目ですよと、そういうだけじゃなくて、こういう形でじゃあ今季だけはごみ回収の方に回収してもらいましょうねとか、そういうようないたりもあってもいいんじゃないかなと私は思ったんですけども、その辺に対していかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

再度、長野県のはちょっと私たちも調べて、勉強させていただきたいと思います。基本的に火入れ条例ができてるのがもう20年以上前になっていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。また、今回の件で農業振興、自分の農地の管理と草刈り、それとまた害虫等の管理とか、やはりこれを一緒くたで考えるのはちょっとおかしいのかなと思います。ごみはごみ、当然草は出ます。私の庭も草は出ますので、自分の土地の管理をどうするかという話にもなってきますので、それを一概には、野焼きとは別で考えてほしいなと思います。しかしながら農業振興の意味では、やはりそういった草を刈ってどうするかという処理はまた大事なことだと思いますので、その辺はまた農業委員会と一体になって考えていきたいと思います。ただ火入れと、農地の管理とごみの回収とか、それは全く別で考えないと、これを一緒くたにしてこれを畑の話にしてしまうとおかしくなると思いますので、これは別々で考えて、農業をやる方、ごみを捨てる方がうまくできるような環境がくれたらと思いますので、御協力よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。そういうふうには害虫が増えてくると、どうしてもそういうふうには「野菜を作っても虫に食われるし」とか、じゃあそしたら農薬使おうかとなってくると、「農薬使うぐらいだったら、やらないほうがいい」となるわけですから、やはり農業される方をどんどん増やしていく方向で、今コロナ禍の中で皆さん自分の野菜を食べたいわけですから、皆さんが。そういうことですので自粛しているわけですから、農業を楽しんで、そういう高齢者の方は本当にこれが生きがいですので、ぜひいたわってやっていただきたいなと思います。農薬は土地で絶対使わないような形で、害虫駆除のためにということで、その方向はぜひ守っていただきたいなと私は思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

農業振興のためには、そういったのも大事だと思います。この辺はしっかりまた農業委員会と連携しながら行っていきたいと思いますが、その野焼きについてはやはり煙を嫌がる住民もいらっしゃるということがありますので、当然農業の振興は大事ですが、その火入れが果たして村民全体にとっていいのかといったら嫌がる方もいらっしゃると思いますので、その辺はやはり農業をやる方も御理解をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。私もそういう野焼きのときの煙が嫌なときもあったんですけども、やはり農業をされて

いる方はこれで飯を食っている方もいますので、ぜひいたわってやってください。以上です。

あと前回も出していますけれども、阿嘉ターミナルの廃車について、不法投棄について。それに対してお伺いしたいと思います。一向に前に進まないんですけれども、この辺を明確に、ちょっと説明していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

太郎議員、農業用水は聞かないの。飛んでるけど。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

訂正していいですか。

○ 議長（中村秀克）

はい。

○ 3番（垣花太郎議員）

農業用水について、配置についてお伺いしたいんですけれども、農業用水の配置がいまいち使われている方が少ないんですよ。それはどうしてかと言うと、使いにくいと。皆さんペットボトルに入れて、水を家から持ってきている。一輪車に積んで、その水をかけている方がほとんどなんですね。せっかく農業用水を引いているわけですから、それだけ予算を使ってやっているわけですから、農業用水を利用しやすいように配置をしてほしいなという。今私の案ですけれども、4か所に小分けしてガランをつけてほしいなと私は思うんですけれども、住民からも一応言われたんですよ。これは使いにくいから、うちなんかは使わないと。一気に水が出てくるから、もうバケツどころじゃないらしいんですよ。このガランを開けたら消防の水が出てくるような感じで、これでは使いようがないということで言われて、これを小分けして、やはりその後は自分の畑にホースを自分で引いていくという形で、その小分けをやってほしいなと思うんですけれども、それについていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

すみません、その小分けという詳細がちょっと分からないので、ちょっとお教えいただけたらと思います。その4か所に小分けするというのをですね。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今2か所に分けられているんですけれども、この1か所目は個人の方がここに引いてほしいということで引かれているんですけれども、そこはただ1件だけしか使われていないとか、その方がうるさく言ったからそこに引いたと工事の方も言っていたんですけれども、そこには畑が1つしかないんですよ。そこには引かれているんですけれども。畑が阿嘉島では、大まかに分けると4か所ぐらいに分かれているんですね。その4か所ありますので、学校の東側1件に学校の西側に3件、それを分けてほしいというのが私の要望

なんですけれども、その辺についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず場所の選定に当たりましては、これは前回ですか、勇議員のときにもお話をさせていただきましたが、基本的に村有地を活用させていただいております。基本的にそこからさらにホース、管を引っ張れないかとかいろいろな御提言等をいただいておりますが、基本的にそれを引くには個人有地が絡んでくるので、なかなか村としては引きづらいところもあるということで前もお話をさせていただいていると思いますが、その蛇口の件についてはちょっと現場確認をして、すぐ改善できるようだったら蛇口等も改善して、すぐに使えるような形には持っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくをお願いします。あともう一つ、すみません。農業のこともう一つ、3つあったので。飛ばしちゃって、あの一つは水害について。以前からもホテルシードルの向かいの水が氾濫しているということで、それも以前から一応話はしているんですけども、ほとんど畑が水没状態に置かれているんですね。その雨がちょっとした雨でも水没状態で、畑がそういう被害を受けているものですから、それについて予算は取られているらしいんですけども、なかなか前に進んでいないみたいなので、どの辺まで進んでいるのか、ちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今お話がありましたように、側溝が詰まっているのは把握しております。その側溝からどのように水が流れていくのを調査中で、どこで詰まるのかというのを今現在調査中ですので、その辺がしっかり把握できないと工事等が行えませんので、その辺はしっかり調べながら、どこが原因で詰まっているのかを調べて、早期に解決するよう努めてまいります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひこれはもう農業をされている方が物すごく口酸っぱくいっていますので、これはもう早めをお願いします。

あともう一つですけれども、皆さん、これはもう前から言っていますので、阿嘉ターミナルの廃車に関してですね。もうスクラップ状態になって、完全に原型がなくなっています。もうほとんどさびてですね。バイクがまた増えています。この前数えたんですけども、バイクが最初は4台ぐらいだったんですけども、今12台になっていますね。阿嘉ターミナルだけじゃなくて座間味もそうなんですけれども、座間味の入り口も自転車の放置がかなりあるみたいなんですけれども、そういう景観をかなり崩してしまっているというか、私も思うんですけども、その景観についてどういうふうにして片づけていくのか。それともまた座間味もそうなんですけれども、阿嘉のほうはもう何年もずっと放置されているところなんですけれども、今後どうやっていきたいのかというと、それを聞く前にちょっと休憩入りたいんですけども、いいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずは阿嘉ターミナル前の廃車の件なんですけど、前回もお話ししたように、現在弁護士を通じて関係機関に法的手続を終えたところでもあります。今回の内容につきましても個人情報保護の観点から細かい答弁は差し控えさせていただきますので、その辺は重々御理解いただきたいと思います。また、法的手続も終えて、それでも実際、今言うようにスムーズに進捗するわけではありませんので、我々も今後その関係機関及び顧問弁護士に委ねておりますので、その辺はどちらも注視していきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは私たちもどう返事したらいいかわからないというか、弁護士って話が出たら私たちもう黙るしかないなと思っているんですけども、それ以上のことはもう言えないんですけども、とにかく早めに進めて処理してほしいと。それだけを願うだけです、もう。ぜひよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず初めに、当初この始まりは沖縄県が実行するというのでやっておりましたが、ちょっと沖縄県のほうが不可能ということで村のほうで引き受けて行っているのが現状であります。村として取り組んだのは最近であります、そもそも村として断固たる決意で本人に、悪質な方にはやっていくということをお話しさせていただきました。そのときにもお話しさせていただきましたが、法的手続で処分するということはかなり時間がかかるということで、御理解いただきたいと前も申していますので、この辺は法的関係、手続になりましたら時間がかかるというのは重々御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ村をきれいにして、そういうふうにご皆さんで一致団結して美ら島条例を守りながら、そういう形できれいにしましょう。ぜひお願いします。私の一般質問を終わります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．議案第53号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてから議案第60号 財産処分についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしく願いいたします。

議案第53号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,301千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,255,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 村 税 | | 95,805 | △8,919 | 86,886 |
| | 1 村 民 税 | 34,797 | △693 | 34,104 |
| | 3 軽自動車税 | 3,113 | 696 | 3,809 |
| | 5 法定外目的税 | 12,000 | △8,922 | 3,078 |
| 9 地方交付税 | | 874,029 | 63,601 | 937,630 |
| | 1 地方交付税 | 874,029 | 63,601 | 937,630 |
| 11 使用料及び手数料 | | 83,502 | △23,012 | 60,490 |
| | 1 使 用 料 | 77,495 | △21,642 | 55,853 |
| | 2 手 数 料 | 6,007 | △1,370 | 4,637 |
| 12 国庫支出金 | | 482,839 | △7,730 | 475,109 |
| | 1 国庫負担金 | 25,130 | △2,430 | 22,700 |
| | 2 国庫補助金 | 456,344 | △5,300 | 451,044 |
| 13 県支出金 | | 284,067 | △5,349 | 278,718 |
| | 1 県負担金 | 16,657 | △370 | 16,287 |
| | 2 県補助金 | 232,989 | △3,794 | 229,195 |
| | 3 県委託金 | 34,421 | △1,185 | 33,236 |
| 15 寄付金 | | 5,001 | △2,330 | 2,671 |
| | 1 寄 付 金 | 5,001 | △2,330 | 2,671 |
| 16 繰入金 | | 117,662 | 5,120 | 122,782 |
| | 2 基金繰入金 | 93,662 | 5,120 | 98,782 |
| 18 諸収入 | | 13,998 | △1,080 | 12,918 |
| | 4 雑 入 | 13,997 | △1,080 | 12,917 |
| 歳入合計 | | 2,234,868 | 20,301 | 2,255,169 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 1 議会費 | | 36,219 | △1,170 | 35,049 |
| | 1 議 会 費 | 36,219 | △1,170 | 35,049 |
| 2 総務費 | | 474,846 | △4,043 | 470,803 |
| | 1 総務管理費 | 439,373 | △4,383 | 434,990 |
| | 2 徴 税 費 | 13,329 | 340 | 13,669 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 3 民生費 | | 179,953 | 802 | 180,755 |
| | 1 社会福祉費 | 142,216 | 842 | 143,058 |
| | 2 児童福祉費 | 37,723 | △40 | 37,683 |
| 4 衛生費 | | 633,909 | 16,036 | 649,945 |
| | 1 保健衛生費 | 117,345 | 11,576 | 128,921 |
| | 2 清掃費 | 516,564 | 4,460 | 521,024 |
| 6 農林水産費 | | 51,559 | 994 | 52,553 |
| | 1 農業費 | 16,638 | 93 | 16,731 |
| | 2 林業費 | 21,934 | △306 | 21,628 |
| | 3 水産業費 | 12,987 | 1,207 | 14,194 |
| 7 商工費 | | 149,856 | 870 | 150,726 |
| | 1 商工費 | 149,856 | 870 | 150,726 |
| 8 土木費 | | 284,985 | △748 | 284,237 |
| | 1 土木管理費 | 6,964 | △550 | 6,414 |
| | 2 道路橋りょう費 | 30,165 | 118 | 30,283 |
| | 4 港湾費 | 162,320 | △3,629 | 158,691 |
| | 5 下水道費 | 33,032 | 1,680 | 34,712 |
| | 6 住宅費 | 26,500 | 2,818 | 29,318 |
| | 7 空港費 | 20,496 | △1,185 | 19,311 |
| 9 消防費 | | 23,611 | 1,413 | 25,024 |
| | 1 消防費 | 23,611 | 1,413 | 25,024 |
| 10 教育費 | | 252,003 | 4,834 | 256,837 |
| | 1 教育総務費 | 95,757 | △1,088 | 94,669 |
| | 2 小学校費 | 66,968 | 4,325 | 71,293 |
| | 3 中学校費 | 28,302 | △1,446 | 26,856 |
| | 4 幼稚園費 | 29,369 | 3,150 | 32,519 |
| | 5 社会教育費 | 5,740 | △579 | 5,161 |
| 11 災害復旧費 | | 7,160 | 1,313 | 8,473 |
| | 2 公共土木施設災害復旧費 | 7,160 | 1,313 | 8,473 |
| 歳出合計 | | 2,234,868 | 20,301 | 2,255,169 |

議案第54号

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 事業収入 | | 635,192 | △88,890 | 546,302 |
| | 1 運航収入 | 630,564 | △88,890 | 541,674 |
| 5 基金繰入金 | | 98,022 | 70,000 | 168,022 |
| | 1 基金繰入金 | 98,022 | 70,000 | 168,022 |
| 歳入合計 | | 758,104 | △18,890 | 739,214 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|-----------------|---------|---------|---------|
| 1 運 航 費 用 | | 508,624 | △20,097 | 488,527 |
| | 1 旅 客 費 | 2,953 | △400 | 2,553 |
| | 3 貨 物 費 | 417 | △78 | 339 |
| | 5 燃 料 潤 滑 油 費 | 157,676 | △11,400 | 146,276 |
| | 6 養 缶 水 費 | 2,179 | △600 | 1,579 |
| | 9 船 費 | 339,451 | △7,619 | 331,832 |
| 2 営 業 費 用 | | 112,953 | 1,207 | 114,160 |
| | 3 船 舶 備 船 料 | 2,147 | △18 | 2,129 |
| | 4 航 路 付 属 施 設 費 | 5,309 | △440 | 4,869 |
| | 5 店 費 | 98,486 | 1,665 | 100,151 |
| 歳 出 合 計 | | 758,104 | △18,890 | 739,214 |

議案第55号

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,379千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|--------|---------|--------|---------|
| 1 簡易水道事業収入 | | 31,607 | △4,532 | 27,075 |
| | 1 営業収入 | 31,607 | △4,532 | 27,075 |
| 3 繰入金 | | 85,767 | 11,911 | 97,678 |
| | 1 繰入金 | 85,767 | 11,911 | 97,678 |
| 歳入合計 | | 207,555 | 7,379 | 214,934 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-------|---------|-------|---------|
| 1 簡易水道事業費 | | 163,078 | 7,379 | 170,457 |
| | 1 営業費 | 163,078 | 7,379 | 170,457 |
| 歳出合計 | | 207,555 | 7,379 | 214,934 |

議案第56号

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|--------|-------|--------|
| 2 下水道収入 | | 10,743 | △830 | 9,913 |
| | 1 下水道収入 | 10,743 | △830 | 9,913 |
| 4 繰入金 | | 33,032 | 1,680 | 34,712 |
| | 1 繰入金 | 33,032 | 1,680 | 34,712 |
| 歳入合計 | | 67,236 | 850 | 68,086 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|--------|-----|--------|
| 1 下水道事業費 | | 44,615 | 850 | 45,465 |
| | 1 下水道事業費 | 44,615 | 850 | 45,465 |
| 歳出合計 | | 67,236 | 850 | 68,086 |

議案第57号

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| 2 事業収入 | | 4,676 | △1,225 | 3,451 |
| | 1 下水道収入 | 4,676 | △1,225 | 3,451 |
| 5 繰入金 | | 8,121 | 1,257 | 9,378 |
| | 1 繰入金 | 8,121 | 1,257 | 9,378 |
| 歳入合計 | | 12,833 | 32 | 12,865 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|--------|-----|--------|
| 1 漁業集落排水事業費 | | 8,323 | 32 | 8,355 |
| | 1 漁業集落排水事業費 | 8,323 | 32 | 8,355 |
| 歳出合計 | | 12,833 | 32 | 12,865 |

議案第58号

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-------|------|-------|
| 2 事業収入 | | 797 | △127 | 670 |
| | 1 下水道収入 | 797 | △127 | 670 |
| 5 繰入金 | | 2,745 | 158 | 2,903 |
| | 1 繰入金 | 2,745 | 158 | 2,903 |
| 歳入合計 | | 3,574 | 31 | 3,605 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 農業集落排水事業費 | | 2,868 | 31 | 2,899 |
| | 1 農業集落排水事業費 | 2,868 | 31 | 2,899 |
| 歳出合計 | | 3,574 | 31 | 3,605 |

議案第59号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成30年条例第16号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

組織の再編をすることで、業務の効率化を図り住民サービスの向上を推進するため。
これが本議案を提案する理由である。

条例第14号

座間味村課設置条例の一部を改正する条例

座間味村課設置条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「・福祉」を削り、同条第2号中「産業振興」を「住民」に改め、同条第3号中「船舶・観光」を「産業振興」に改め、同条第4号中「会計」を「船舶・観光」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 会計課

第3条第1項第12号中「公営住宅」の次に「等」を加え、同項第15号から第18号までを次のように改める。

(15) から (18) 削除

第3条第2項中「産業振興」を「住民」に改め、同項第1号から第7号までを次のように改める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 社会福祉及び社会保障に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (5) 後期高齢医療に関すること。
- (6) 保育業務に関すること。
- (7) 環境衛生に関すること。
- (8) 請願・陳情に関すること。

第3条第2項第9号を次のように改める。

(9) 削除

第3条第3項中「船舶・観光」を「産業振興」に改め、同項第1号を次のように改め、から第3号中「、」を「及び」に改め、「及び海岸」を削る。

- (1) 農林、水産及び畜産に関すること。
- (2) 道路、河川及び橋梁に関すること。
- (3) 港湾、空港及び公営住宅に関すること。

第3条第3項に次の5号を加える。

- (4) 雇用対策に関すること。
- (5) 土地利用に関すること。
- (6) 簡易水道に関すること。
- (7) ダム管理に関すること。
- (8) 下水道に関すること。

第3条中第4項中「会計」を「船舶・観光」に改め、同項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 商工業及び観光に関すること。
- (2) 自然環境に関すること。
- (3) 船舶・バス運送業に関すること。
- (4) 港湾、漁港及び海岸に関すること。

第3条第4項第4号から第7号までを次のように改める。

(5) から (7) まで 削除

第3条に次の1項を加える。

5 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 歳入歳出予算の収支決算に関すること。
- (2) 現金の出納及び保管に関すること。

- (3) 物品の出納に関すること。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認に関すること。
- (6) 有価証券、株券等の保管に関すること。
- (7) その他会計事務に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第60号

財産処分について

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

1. 無償譲渡する財産の所在

座間味村字座間味825番の2
座間味ダム（共有財産52/1,000）

2. 財産処分に係る金額

109,796,076円
工事費 2,111,463,000円（52/1,000）

3. 無償譲渡の相手方

住 所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
氏 名 沖縄県企業局 企業局長 棚原憲実

提案理由

水道広域化に伴い、沖縄県企業局が水道供給を行うため、座間味ダムの共有財産の村負担分を無償で譲渡しようとするものである。財産の処分については座間味村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

これが本議案を提案する理由である。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第53号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

じゃあ一つぐらい聞きますか。11ページ、委託料で新型コロナウイルス感染症対策公共施設抗菌委託業務180万円、全協でも聞きましたけれども、公共施設の消毒ということであるんですけども、どこまでですか。やるところ、やる範囲。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

今回はまず学校、3校の体育館、避難所に指定されております。そのほか阿嘉島の総合センター、そのほか阿佐、阿真、慶留間の各地区の公民館、そして座間味のコミュニティーセンターですね。そういった各公共施設を対象としております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。ありがとうございます。

13ページ、社会福祉費、身体障害者福祉費、扶助費の中の153万8,000円。これは全協で区分変更に伴うものだとお聞きしましたけれども、この区分変更というのはどういった内容的なものですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

これはサービスの違いによります。そしてまた、いわゆる障害の度合いがちょっと高くなったということで、サービスのほうも重たいサービスと言えいいんでしょうか。よりきめ細やかなサービスが必要ということで動態となっております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これは要するに個人的に、例えば皆さんいるとすると、この人は今まで2だったけど3とか、そういうような分けをしていくという、その区分変更になりますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

障害のほうも介護認定と御一緒に、やはり障害の度合いが厳しくなりますと認定をさせていただいて、ランクづけをさせております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

では進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第53号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第54号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第55号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第55号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第56号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第56号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第57号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第58号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第59号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

これは全協でも少しお話ししましたが、当初村長が就任される時、公営企業課というものをつくったりして、大分当時の課が編成されました。提案理由にあるように、業務の効率化を図り住民サービスの向上を推進するためと。そのときはこれが逆の立場で、こういうふうにして課を編成すると住民サービスが低下するんじゃないかということで、当時はこの課の編成に対して先輩議員方は大分反対されていたように記憶しております。この中でちょっと以前と変わったのは、当時は民生課ということをやっていたんですけれども、私はこの課編成に対して反対しているわけじゃありません。文字どおりいいことだと思っておりますけれども、なぜこの時期になって、こういう課の編成に至ったのかということをやっとお聞きしたいなと思っております。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

お答えいたします。私が村長に就任いたしましたのが12年前ですから、平成21年でございます。その当時は村長部局に7つの課がありました。それと併せて非常に職員の構成が、30年前後の方々が非常に多くて、その間、若い人たちが少なかった。それから今までの間に3分の2以上の職員が変わりました。新しい職員が増えてきました。28年生、30年生を中心に多くの先輩方が退職をされていくわけですが、大きくうちの職場は若返っております。最近は大分落ち着いてきていると言ったら変な言い方ですが、それなりに中堅の方々も増えてきた状況なんです。まず7課の頃、あれは船頭多くしてという話もありますけれども、あまりにも課が多すぎた。課長の数が多くて、職員の数が少ない。仕事をやるのは職員なんです。課

長は陣頭指揮を取る。一部仕事も持ちますが、そういった経緯があったので、行財政改革は私の一丁目一番地でございます。財政改革も含めて行政改革もさせていただくということで村長に当選させていただきましたので、当然そちらも視野に入れて行政改革を推し進めてまいりました。その当時の議員の先生方からは、おおむね反対はなかったと思います。7課から5課にしまして、5課から3課まで持ってきました。その経緯も先輩方が卒業していく中で、今日は新しい課長がほとんど。全課長、当時は課長じゃないですね。私のそばにいる副村長、教育長が課長職であったぐらいでございます、それ以外の方々がどんどん退職していく中で、まだ若い職員が多くて課長の手前じゃないかというような方々が多かったものですから、あえて課を少なくして、その中で職員の数を増やして、その職員一人一人の仕事の負担軽減をする。そういった中で、行革をして行政運営をしていくんだということでお願いをさせていただきました。ただ、そのときから申し上げていたのは、今の若い職員が落ち着いて育ってきて課長になるような資質が出てきたときには、できるだけ元に戻したいと思えます。ただ、7課はあまりにも多過ぎますということだけは申し伝えてきたつもりでございます。その第1弾として、去年ですか。まず産業振興課を2つに解体させていただき、その後、今回の総務・福祉課をそれぞれ総務部門と福祉部門ということで分けることにしたところでございます。もちろんこれまでの仕事の流れを見ても、やはり総務課と福祉部門は非常に仕事量が多いセクションになっておりまして、職員の数はそれなりにいるんですが、まだ足りない部分もあるんですが、課長の負担がだんだん大きくなってきたということもございまして。特に一括交付金が始まりました。沖縄振興の中で離島活性化交付金ができたとか、いろんなことでそれぞれの持つ仕事が増えた分、課長の負担も大きくなってきましたし、課長の皆さんがしっかりとまた新しく課長に迎えられる職員も出てきたというふうに私は捉えておりますので、そういった中でしっかりと縦割りのグループを再編して、その各課の課長が中心になって職員が総務部門、あるいは福祉部門、産業振興部門、船舶・観光部門で力を発揮していただく。その体制が整ってきたという頃合いを見計らった組織の再編だということは御理解いただきたいと思えます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今説明をお聞きして、それはもちろん私たちも同感ではありますけれども、ただこの時期にということをお聞きしたかっただけであって、私は冒頭で申し上げているとおり、別にその課の編成に関しては別に反対ということではありません。それに伴って5課あるわけですけども、現在は課長職が4人。5課になると課長職も今後また1人増やすとか、あるいは1人で今みたいに、松田課長みたいに2ポジションを見るとか、そういうことも構想の中に含めてありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

4月の人事異動に関しましては、まず産業振興課と船舶・観光課に関しましては、今松田課長に兼務をしていただいておりますが、この兼務を解く予定でございます。そして今回のこの条例改正を可決していただいた暁には総務部門と福祉部門も分かれますから、そこもしっかりとそれぞれに課長を立てて、各課に1人ずつ課長を配置する予定で、年明けから人事の人選といえますか、人事異動に着手をするということで三役、私、副村長、それと教育長で話をしているところでございますので、各課に1人ずつ兼務の課長を置く予定は今のところございません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よく分かりました。そのように進めてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第60号 財産処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 財産処分についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 財産処分については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和2年第4回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後2時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 勇